

鉄人 NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人二ユース事務局
 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
 TEL.042-764-4128
 FAX.042-762-9593
 編集 鈴木明子
 http://www.tobu21.co.jp

Vol.13
 2011
 6月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!



このたびの東北関東大震災におきまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心より祈念申し上げます。

株式会社 東部 代表取締役 鈴木 郁男

e-pile工法だから出来る…杭先端の菱形孔が鍵となる抜群の掘削性能を発揮!

工事名	(仮称) 某高架下新築工事
施工地	川崎市
用途	店舗 + 事務所



心より感謝いたします。

☆ご購入いただき、誠に有り難うございました。

杭の種類 φ216.3 mm L=18.0m Dw500 mm 6set
 φ216.3 mm L=19.0m Dw450 mm 2set

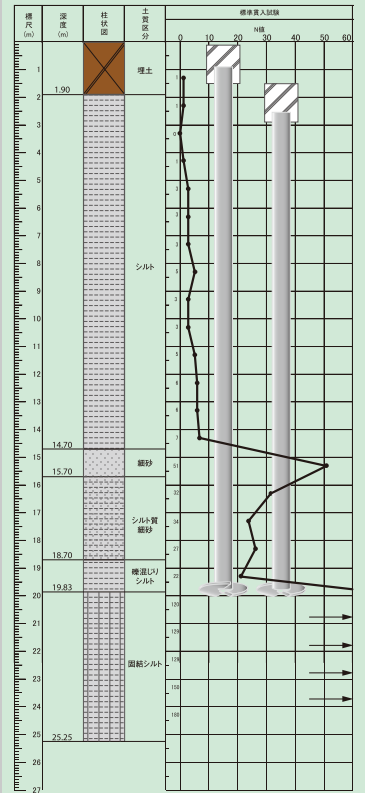
△ 本物件は鉄道高架下に建設される店舗施設の基礎杭工事です。課題となった点は設計深度に到達させる迄の中間層を貫入できる事。また、短尺リーダーでの施工となり、先行掘削等が不可能なため、確実に支持層までの打ち抜きの可否が問われた。

◎ e-pile工法の最大の特徴となる杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、スムーズに所定の設計深度まで貫入させる事ができました。また、事前に地中障害物撤去を元請け様にご協力いただきスムーズに工事を完了することが出来ました。



(仮称) 某高架下新築工事

ボーリング柱状図



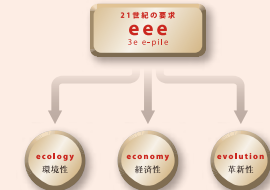
環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものが与えられる称号です。



エコマーク認定番号 第08 131 022号

鋼管杭基礎総合メーカー
Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>



鋼管杭基礎総合メーカー
Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>

■ 本社
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4 TEL.042-764-4128 FAX.042-762-9593
 ■ 地盤評価センター
 〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304
 ■ 施工管理センター
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

東日本大震災による被災者に対して全国からお寄せいただいた義援金を被災都道県に配分するため、厚生労働省の協力を得て、学識経験者、被災都道県および日本赤十字社、中央共同募金会をはじめとする義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」が4月8日（金）に設置されました。

この委員会で、被災状況に応じて、それぞれの被災都道県への義援金の配分割合が審議され、決定しました。具体的には「住宅全壊・全焼・流失、死亡、行方不明者は35万円」、「住宅半焼、半壊は18万円」、「原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これに対象世帯・対象者数を乗じた額を各被災都道県に配分することになりました。

今後、日本赤十字社は、この考え方に従い各被災都道県から申請された額を直ちにそれぞれの都道県に送金することとしています。これにより各被災都道県ごとに設置される義援金配分委員会において個別の被災世帯ごとに配分されることとなります。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日（月）～平成23年9月30日（金）

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証（ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含）をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み（ゆうちょ銀行・郵便局）

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easy によるご協力

● ファミリーマート「Fami ポート募金」

● 家電エコポイント・住宅エコポイントによるご協力

日本赤十字社 HP より

ワンポイント 健康コラム



腸管出血性大腸菌はサルモネラや腸炎ビブリオなどの食中毒菌と同様、加熱や消毒薬により死滅します。食中毒を防ぐ基本は、食中毒の原因となる細菌やウイルスを「つけない」「増やさない」「やっつける」ことです。

次に紹介する「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」に気をつけて、腸管出血性大腸菌の感染を予防しましょう。

家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

Point 1 食品の購入

- ・消費期限などの表示をチェック!
- ・肉・魚はそれぞれ分けて包む
- ・寄り道しないでまっすぐ帰ろう

Point 2 家庭での保存

- ・帰ったらすぐ冷蔵庫へ!
- ・入れるのは7割程度に
- ・肉・魚は汁がもれないように包んで保存
- ・冷蔵庫は10°C以下に維持
- ・冷凍庫は-15°C以下に維持

Point 3 下準備

- ・冷凍食品の解凍は冷蔵庫で
- ・タオルやふきんは清潔なものに交換
- ・ゴミはこまめに捨てる
- ・こまめに手を洗う
- ・まな板は生肉・魚を切ったら洗って熱湯をかけておく
- ・野菜もよく洗う
- ・井戸水を使っていたら水質に注意
- ・包丁などの器具、ふきんは洗って消毒

Point 4 調理

- ・作業前に手を洗う
- ・加熱は十分に（めやすは中心部分の温度が75°Cで1分以上）
- ・台所は清潔に
- ・調理を途中で止めたら食品は冷蔵庫へ
- ・電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

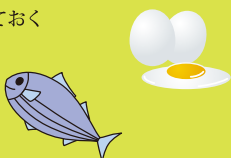
Point 5 食事

- ・食事の前に手を洗う
- ・盛り付けは清潔な器具、食器を使う
- ・長時間室温に放置しない

Point 6 残った食品

- ・作業前に手を洗う
- ・手洗い後、清潔な器具、容器で保存
- ・早く冷えるように小分けする
- ・温めなおすときは十分に加熱する（めやすは75°C以上）
- ・時間が経ち過ぎたりちょっとでも怪しいと思ったら、思い切って捨てる

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



経理マンが行く



九州地方は早くも梅雨に入り、蒸し暑い日が続く中、多くの企業様が決算業務で多忙月となります。皆様のおかれましては体調管理を万全とし、ミスのないようチェック体制を強化するなどして短期間で多くの作業を効率良く行えるよう、業務スケジュールの調整に事務暦をお役立てください。

経理・税務 事務暦

- 5月31日
 - ・個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知期限
 - ・3月決算法人の確定申告
 - ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞の申告期限
 - ・3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 - ＜消費税・地方消費税＞の申告期限
 - ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
 - ＜消費税・地方消費税＞の申告期限
 - ・9月決算法人の中間申告
 - ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞…半期分の申告期限
 - ・消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞の申告期限
 - ・消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分）
 - ＜消費税・地方消費税＞の申告期限
 - ・確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付期限
- 5月中において都道府県の条例で定める日
 - ・自動車税の納付期限
 - ・鉱区税の納付期限
- 6月10日
 - ・5月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額
 - ・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（21年12月～22年5月分）の納付
- 6月15日
 - ・所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
 - ・4月決算法人の確定申告
 - ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞の申告期限
 - ・1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 - ＜消費税・地方消費税＞の申告期限
 - ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
 - ＜消費税・地方消費税＞の申告期限
 - ・10月決算法人の中間申告
 - ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞…半期分の申告期限
 - ・消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告
 - ＜消費税・地方消費税＞の申告期限
 - ・消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）
 - ＜消費税・地方消費税＞の申告期限
- 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
 - ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。